

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
ジェンダー統計の充実	<p>「第1 施策展開に当たっての基本的な視点及び方針」の「3 経済・社会の環境変化への的確な対応」部分に記載</p> <p>骨太方針における①女性の力の最大限の発揮、②少子化危機突破、③若者・高齢者等の活躍推進、④特色を活かした地域づくり等の施策を推進するため、「第3次男女共同参画基本計画」（平成22年12月17日閣議決定）に基づく男女別等統計（ジェンダー統計）のほか、地域別表章及び各歳別表章の充実を図るなど、既存統計の見直しを含め、経済・社会の環境・ニーズの変化に対応した統計の作成及び提供を推進する。</p>
ジェンダー統計を取り巻く状況の変化等	<p>(1) 政府では、「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定。）を策定し、引き続きジェンダー統計の整備を含めた関係施策を推進している。</p> <p>(2) 国連統計部作成の「ジェンダー統計作成マニュアル」では、各種統計を作る過程で、ジェンダーの視点での課題やジェンダーによるバイアスを考慮するなど、公的統計において、ジェンダーの視点を取り込むことが重要とされている。</p> <p>(3) 「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28年12月22日SDGs推進本部決定）では、「4 実施のための主要原則」において、「ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化のためには、ジェンダー統計の充実が極めて重要であり、SDGsの実施において可能な限り男女別データを把握するように努める。」と記載されている。</p>
関係府省による取組状況の概要等	<p>(1) 総務省を中心に、次回の「ジェンダー統計グローバルフォーラム」を、平成30年に日本で開催することを計画している。</p> <p>(2) 男女共同参画を所管する内閣府では、次期基本計画においても、「第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)」に基づき、「業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める」ことを要望している。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)	<p>○ 基幹統計調査及び一般統計調査においては、概ね男女別に把握可能なものについては把握され、統計の公表が行われているところであるが、ジェンダー統計の充実には、引き続き重要と考えられることから、国際的な取組も踏まえた記述を、本文に記述することとしてはどうか。</p> <p>また、次期基本計画に向けた個別統計に対する具体的な取組課題は想定されないことから、基本的な考え方は記載しないこととしてはどうか。</p>
備考(留意点等)	